

平成二十七年防衛省令第十二号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十七条第四項及び第五十五条、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第五条、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において読み替えて準用する同法第二条第三項第三号並びに国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第十一条において読み替えて準用する同法第三条第三項第一号、第四条第四号並びに第五条第一項及び第二項の規定に基づき、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令を次のように定める。

（令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例）

第一条 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十七条第一項において準用する同法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

Table with 4 columns: 第一欄 (Column 1), 第二欄 (Column 2), 第三欄 (Column 3), 第四欄 (Column 4). It details the replacement of terms in the law regarding dispatched staff for the Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games.

法 律 関 係 の 業 務 の 遂 行 に 当 たり、（平成）年に推賞に値する功績が（七）年法あつたもの（律）第七号 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七号。以下「オリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）」という。

「派遣職員」をいう。以下「オリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）」という。又はオリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七号。以下「オリンピック競技大会特別措置法」とする。

自衛官自衛官、又は自衛官自衛官、又はオリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七号。以下「オリンピック競技大会特別措置法」という。

Table with 2 columns: 第一欄 (Column 1), 第二欄 (Column 2). It lists specific terms and their replacements in the law.

又は交、交流派遣自衛官又はオリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七号。以下「オリンピック競技大会特別措置法」という。第二十七号第一項において準用するオリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七号。以下「オリンピック競技大会特別措置法」という。

本邦外にあるオリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七号に掲げる自衛官、項の規定により派遣される職員（第九号に掲げる職員）及び法第九号に掲げる職員（第九号に掲げる自衛官、及び法第九号に掲げる職員）並びに法第九号において読み替えて準用する法第二十条第一項の表の扶養親族のあつてる職員を除く。

防衛省の職員に對し、寒冷地手当支給規則（昭和三十一年総理府令第三十五号）を適用するに当たっては、同規則第九号に掲げる職員（第九号に掲げる自衛官、及び法第九号に掲げる職員）並びに法第九号において読み替えて準用する法第二十条第一項の表の扶養親族のあつてる職員を除く。

Table with 2 columns: 第一欄 (Column 1), 第二欄 (Column 2). It lists specific terms and their replacements in the law.

（平成）十八年内閣府項令第六十七号

大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）以下「オリンピック競技大会特別措置法」という。第二十七号第一項において準用するオリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七号。以下「オリンピック競技大会特別措置法」という。

組織委員会（オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七号。以下「オリンピック競技大会特別措置法」という。）の組織委員会をいう。

又は交、交流派遣自衛官又はオリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七号。以下「オリンピック競技大会特別措置法」という。

Table with 2 columns: 第一欄 (Column 1), 第二欄 (Column 2). It lists specific terms and their replacements in the law.

第十條	又は法科、法科大学院派遣職員又は大学院派一般職ラグビー派遣職員が遣職員が	限る。を含む。次条第一号ロにおいて同じ。）を
第一條	業務又は業務、教授等の業務又は一般職ラグビー派遣職員の組織委員	
第一號	ラグビー派遣職員の組織委員	
ロ	会の特定業務	

附則

この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行の日（平成二十七年六月二十五日）から施行する。

附則（平成二十八年三月二五日防衛省令第七号）

この省令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

附則（令和二年二月二四日防衛省令第一〇号）

この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月二十八日）から施行する。